中小企業首都圏販路開拓支援事業を利用するにあたっての留意事項

・この事業は販路開拓マネージャーが培ってきた経験と、ルートを活用します。

・販路開拓マネージャーは貴社の販売員になるわけではありません。

　貴社の営業担当者と二人三脚で事業を行います。

・事業を進めていくにあたり、情報提供、意見交換、営業指導など、

　頻繁にメールや電話でやり取りを行いますので、迅速に応答できるよう

お願いいたします。

・月に1回、必ず当機構で定例会議を行います。